

## 「サービス付き高齢者向け住宅」とは何？

- 高齢者が安心して居住していただける住まいです
- 有料老人ホーム等のような権利方式の「施設」ではなく、賃貸借契約を結んで入居する「住居」です
- デイケア、クリニック、居宅介護支援事業所等が併設され、地域の福祉・医療・交流の拠点となる集合住宅を目指しています

高齢者人口が急激に増加していますが賃貸住宅の大家さんは、安定収入や急な病気による退去等の問題があることから、高齢者の方の入居を拒むことが多くありました。そのため、高齢者の入居を拒まない住宅や高齢者が住みやすいバリアフリーの住宅を制度化して、高齢者専用賃貸住宅として整備してきました。ハードだけを整備しても、高齢者の孤独死などの問題は解決されず、安否確認や安心して相談ができる体制が求められるようになりました。そのため、平成 23 年 10 月より高齢者の住まいに関する法律が改正され、「サービス付き高齢者向け住宅制度」が導入されました。

### 高齢者にふさわしいハード

- バリアフリー構造
- 一定の面積・設備

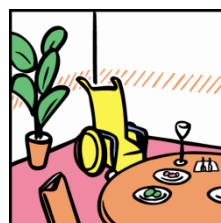
各専有部分の床面積は原則として 25 m<sup>2</sup>以上

(施設と類似し、共有部分に十分な面積がある場合は 18 m<sup>2</sup>以上)

各専有部分に台所、水洗便所、収納、洗面、浴室を備えていること

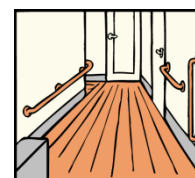
(施設と類似し、共有部分に環境が確保されれば、台所、浴室は備えなくてもよい)

ようてい会の住宅は住戸にすべて備えています



### 安心できる見守りサービス

- 安否確認サービス (必須)
- 生活相談サービス (必須)
- その他、食事提供や安心サポート等の付随サービスの提供も可能 (任意)



ようてい会の住宅は付随サービスを充実させています

住宅系住まい (サービス付き高齢者向け住宅)	施設系の住まい (有料老人ホーム・ケアハウス等)
プライバシー重視	共同生活重視
自立的・自律的な暮らし	協調的な暮らし
自由 (自己責任)	管理的 (施設責任)
サービスは任意	サービスは一体的に提供
建物賃貸借契約	利用権方式
入居一時金の必要ないのがほとんど	入居一時金が必要な場合が多い
住宅行政が窓口 (国土交通省)	福祉行政が窓口 (厚生労働省)